

事業評価書「飲酒運転対策」の要旨

政策の目的

飲酒運転対策を実施し、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除を図ることで、より安全で円滑な道路交通を実現すること。

政策の内容

飲酒運転に関する罰則の強化
酒気帯び運転の基準値の引下げ
飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げ

評価の観点

有効性及び効率性

効果の把握

飲酒運転の取締り件数
施行後3年間で33.5%減少
運転免許に係る行政処分件数
全行政処分件数が減少する中、取消処分及び長期(90日以上)の停止処分については、それぞれ65.3%、35.7%増加
飲酒運転事故件数等
飲酒を伴う交通事故は、施行後3年間で39.1%減少
飲酒を伴う死亡事故件数は、施行後3年間で39.6%減少

評価

有効性
施行前後を比較すると、死亡事故に占める飲酒運転事故の割合及び飲酒運転事故の件数が減少しており、効果が認められる。
効率性
改正法及び改正令の施行等に必要となる行政コストは施行前に比べて特別な負担の増加は認められず、また、飲酒運転は施行前から禁止されており、遵守コストを考慮する必要もない。その一方で、飲酒運転事故による社会的な損失は抑止されており、効率性が認められる。

評価期間

平成14年から平成17年まで